

③ 「エイズ患者やHIV感染者の人権を守るために」(患者等の人権)

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、地域住民等
- (2) 所要時間 60分

活動のねらい(ポイント)

- (1) HIV感染症に対して正しく理解し、HIV感染者やエイズ患者等の人権尊重について考える。
- (2) すべての人が幸せに暮らすことができる社会のあり方について学び合う。

準備するもの

ワークシート1・2、資料

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分)</p> <p>「ジェスチャーで自己紹介」</p> <p>①声を出さずジェスチャーだけで自己紹介を行う。(それぞれ2分程度。)受け手は声を出して「それは～ですか?」のように問いかけてもよい。</p> <p>②①について何を伝えたかったのかを話す。(声を出してよい)</p> <p>③交代し、①②を行う。</p> <p>④感想を発表し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・ペアで行う。 ・相手の伝えようとしていることを積極的に推測するよう促す。 	
<p>・よりよいコミュニケーションのためには、相手の伝えようとしていることを積極的に感じ取ることが大切であることに気づく。</p>			
展開 45分	<p>◆アクティビティ1(10分)</p> <p>「HIV・エイズに関する知識確認クイズ」</p> <p>①ワークシート1のクイズに答える。</p> <p>②ファシリテーターの答えや解説を聞く。</p> <p>◆アクティビティ2(30分)</p> <p>「あなたはどうしますか?」</p> <p>①ワークシート2の1～3の相談についてどう答えるか個人で考え、ワークシートに記入する。</p> <p>②グループになり、1～3の相談について意見交換する。</p> <p>③グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1を配付する。 ※答えの部分は手持ち資料とする。 ・答えを発表し、解説を加える。 ・4人程度のグループで行う。 ・ワークシート2を配付する。 ・すべての人が幸せになれる社会のあり方についても考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P.27 ・ワークシート2 →P.28

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や感染者には、差別や偏見の不安があることに気づく。 ・社会全体で病気について正しく理解することが、差別の解消や感染者が安心して暮らせる社会の醸成につながることに気づく。 		
まとめ 5分	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

※ハンセン病患者等への差別についてもふれることで、学びを深めることができる。（資料(P.29)参照）

正しい知識を身につけましょう

HIV 感染は、かつてのように「死に至る病」ではなくなりました。効果ある治療法が開発され、感染者をとりまく環境は大きく変わっていますが、以前と同じような差別や偏見が現在も残っています。そのために感染者は、病気そのものよりも、差別や偏見への不安にさいなまれながら、感染を隠し続けるという精神的苦痛を強いられています。

このような差別が残っている大きな原因は、病気についての正しい知識が普及していないことです。

ハンセン病患者・元患者、エイズ患者・HIV 感染者、難病患者などに対する偏見や差別意識を解消するには、県民一人ひとりが病気についての正しい知識を持つことが必要です。

<参考資料など>

「HUMAN RIGHTS 人権を考える」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成 25 年 10 月）>

<参考資料など>

「エイズ予防情報ネット ホームページ」公益財団法人エイズ予防財団

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」

兵庫県教育委員会（平成20年3月）

HIV・エイズに関する知識確認クイズ

HIV・エイズに関して、次の文が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を□の中に書きましょう。

①	日本では HIV に感染する原因で最も多いのは性行為である。	
②	蚊に刺されることによって HIV に感染する。	
③	コンドームは避妊方法の中で一番 HIV 感染予防の効果がある。	
④	エイズは HIV により免疫力が低下することによって発症する病気である。	
⑤	HIV に感染すると、必ずエイズになる。	
⑥	HIV 患者とお風呂やプールにいっしょに入ると感染する。	

答え

① ○ ② × ③ ○ ④ ○ ⑤ × ⑥ ×

②について …HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は蚊の体内では感染力を失ううえ、前の人の血液が注入される可能性がないため、蚊では感染しません。

④⑤について…エイズはHIVによって体の免疫力が低下し、その結果として様々な合併症が出た状態をいいます。現在では治療により発症を抑えることができます。

⑥について …HIVは感染力が弱く、性行為以外の日常生活で感染する可能性はまずありません。お風呂やプール、つり革、手すり、トイレの便座などからも感染しません。

〈参考資料など〉

「HUMAN RIGHTS 人権を考える」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年10月）
「エイズ予防情報ネット ホームページ」公益財団法人エイズ予防財団

あなたは、どうしますか？

次のようなことを相談されたとしたら、あなたならどう答えますか。

- 1 自宅の近所に、エイズ患者のための専門病院を建設する計画が持ちあがりしました。そのことに対して、地域の会合の中で「みんなで『建設反対』を訴えていこう！」という意見があがりました。他の何人かも賛成しているみたいです。どうしたらよいでしょうか。

- 2 仲のよい友だちが HIV に感染しました。以前は、お互いの家をよく行き来していましたが、数ヶ月前から様子がおかしく、私から遠ざかろうとしています。どこか元気もありません。この前、突然家に押しかけて遊びに行き、偶然 HIV に関する本を見つけました。聞くと、最初は隠していたのですが、「HIV に感染している」と教えてくれました。今後、どのようにつき合っていけばよいでしょうか。

- 3 子どもの同級生の保護者から、「クラスに HIV に感染している子がいるって知っている？うちの子が感染するのじゃないかと不安なので、学校に相談に行こうと思うのだけれど」と言われました。「日常の生活では感染はしないらしいから、大丈夫じゃないか」と答えましたが、「不安でたまらないのよ。いっしょに行かない？」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

<参考資料など>

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」
兵庫県教育委員会（平成 20 年 3 月）

HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくすためには、一人ひとりがHIVやハンセン病などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。

HIVやハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても、発病することは極めてまれですし、万一、発病しても早期発見と適切な治療で確実に治療することができます。また、HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近は治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになってきました。

このようにHIVやハンセン病は、治療が可能な病気ですが、今なお、誤った知識を持っている方が多く、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者の方々に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

例えば、2003年(平成15年)、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起きました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない非難や中傷を全国の人たちから受けました。また、HIVの感染者に対しても、HIVに感染していることを理由に仕事を解雇されたり、医療機関で診療を拒否されたりするなどの人権侵害が起っています。

ハンセン病とは

ハンセン病は古くから知られている病気で、1873年(明治6年)に、ノルウェーのハンセン医師によって、病の原因である「らい菌」(感染菌)が発見されたため、ハンセン病と呼ばれています。日本においては、1907年(明治40年)、患者を収容する目的で「癩予防二関スル件」という法律が制定され、その後、1931年(昭和6年)「癩予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、一般社会から隔離するという「隔離政策」が行われるようになりました。この政策は患者の救済についても目的としていましたが、人々の間には、ハンセン病は伝染しやすい、というイメージが広まり、偏見を強めることとなったと言われています。

その後、ハンセン病の研究が進み、らい菌は、感染力が非常に弱く、たとえ感染しても発病することはまれであることが明らかになりました。また、1940年(昭和15年)代以降は、治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば、治すことができる病気となりました。

ところが、ハンセン病が感染症であり適切な治療を行えば治ることが分かって、なお隔離政策が続いたことなどから、それまでの誤解が払拭されず、「感染」というイメージから、ハンセン病患者やその家族は偏見・差別を受けてきました。

ハンセン病と診断された方々は、生涯、療養所から出ることはできず、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことや、結婚しても子どもを生むことは許されませんでした。また、実名を名乗ることができず、亡くなくても故郷の墓に埋葬してもらえないなど、さまざまな苦痛を強いられてきました。この隔離政策は1996年(平成8年)まで継続されていました。

1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、明治時代から1世紀近く続いた隔離政策はようやく終わりを告げました。しかし、ハンセン病療養所に入所していた方の中には、完治したにもかかわらず、今でも療養所にとどまる人が少なくありません。高齢で身寄りがいないことや、長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたこと、ハンセン病に対する偏見や差別が今なお根強く残っていることから、社会復帰が難しい状況になっているのです。

<参考資料など>

「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」政府広報オンラインホームページ